

## 徳島市排水施設監視システム検討業務委託契約書

徳島市排水施設監視システム検討業務の委託について、徳島市（以下「発注者」という。）と株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）との間に次のとおり、契約を締結する。

（総則）

第1条 受注者は、徳島市排水施設監視システム検討業務の別冊設計書及び仕様書等（以下「仕様書等」という。）に基づき、契約を履行しなければならない。

（契約の目的）

第2条 発注者は、次に掲げる業務を受注者に委託し、受注者は、これを受託するものとする。

（委託の概要）

第3条 この契約の概要は次のとおりとする。

- (1) 委託業務名 徳島市排水施設監視システム検討業務
- (2) 履行場所 徳島市内一円（38排水機場）
- (3) 契約金額 ￥〇, 〇〇〇, 〇〇〇. ー  
（うち消費税及び地方消費税額 ￥〇〇〇, 〇〇〇. ー）
- (4) 契約期間 契約締結日から令和8年3月24日まで
- (5) 契約保証金 免除

（権利義務譲渡の制限）

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（再委託等の禁止）

第5条 受注者は、この契約の履行にあたり委託業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（業務予定表等）

第6条 受注者は、発注者が別に定めるものを除くほか、この契約締結後速やかに仕様書等に基づいて業務予定表を作成し、これを発注者に提出し、その内容について発注者と協議をしなければならない。

2 受注者は、業務に着手したときは、委託業務開始届を発注者に提出しなければならない。

（委託業務の調査等）

第7条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 発注者は、必要と認める場合は、委託業務の内容を変更し、又は一時中止することができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者、受注者協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。

(履行期間の延長)

第9条 受注者は、その責に帰することができない事由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、発注者に対して遅滞なく、その事由を付して履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

(損害の負担)

第10条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責に帰すべき事由による場合においては、その損害は、発注者が負担するものとし、その額は、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

(委託業務の完了等)

第11条 委託業務を完了したときは、発注者に業務完了報告を提出し、検査を受け、合格したときはその目的物の引き渡しをするものとする。

2 発注者は、前項の委託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に受注者の立会のうえ、業務内容について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、業務内容について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第12条 受注者は、前条の規定による発注者の検査又は再検査に合格したときは、発注者に対して委託料の支払を発注者の定める方法により速やかに請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定により受注者から委託料の適法な支払請求があったときは、その日から30日以内に委託料を受注者に支払わなければならない。

(発注者の解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

(1) 受注者の責に帰すべき事由により、頭書の期間内において委託業務を確実に履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なく契約締結後速やかに業務に着手しないとき。

(3) 第4条又は第5条の規定に違反したとき。

(4) 第13条に規定する理由なしに、受注者が契約の解除を申し出たとき。

(5) 別記1「個人情報取扱特記事項」に違反したとき。

(6) 別記2「徳島市暴力団等排除条項」第1項に該当するとき。

(7) 前各号のほか、受注者がこの契約に違反し、その違反により発注者がこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定により発注者が契約を解除したときは、受注者は、委託料の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限までに納付しなければならない。

3 第1項の規定により発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その額が前項の違約金相当額を超えるときは、その超える額を

受注者は発注者に賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第14条 受注者は、次の各号の一に該当する理由があるときは、あらかじめ相当の期間において発注者に催告した後この契約を解除することができる。

- (1) 第6条の規定により委託業務の内容を変更したため、頭書の委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第6条の規定により委託業務を一時中止したため、その中止期間が頭書の履行期間の2分の1以上に達したとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反したことによって、受注者が委託業務を完了することが不可能となったとき。

2 第13条第2項から第3項までの規定は、前項の規定により受注者がこの契約を解除した場合に準用する。

(契約の費用)

第15条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(秘密の保持)

第16条 受注者は、委託業務の実施中に知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

(管轄裁判所)

第17条 この契約について訴訟等を行う場合は、発注者の本庁所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(法令等の遵守)

第18条 受注者は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

(定めのない事項等)

第19条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項に疑義が生じたときは、法令に特別の定めがあるもののほか、発注者・受注者協議して定めるものとする。

本契約の締結の証とするため、本書2通を作成し、発注者・受注者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和7年      月      日

発注者      徳島市幸町2丁目5番地  
徳島市  
上記代表者    徳島市長      遠藤    彰良

受注者      住    所  
氏    名

## 別記 1

### 個人情報取扱特記事項

#### （基本的事項）

第1 受注者は、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### （秘密の保持）

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、また不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### （収集の制限）

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### （漏えい、滅失及びき損の防止）

第4 受注者は、この契約による事務により知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### （事務従事者への通知）

第5 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

#### （個人情報の目的外利用・提供の禁止）

第6 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務によって知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### （複写又は複製の禁止）

第7 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### （再委託の禁止）

第8 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務については自らがを行い、第三者にその取扱を委託してはならない。

#### （資料等の返還）

第9 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この契約の完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

#### （事故発生時における報告）

第10 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

## 別記 2

### 徳島市暴力団等排除条項

#### (契約の解除)

- 1 発注者は、契約の相手方（契約の相手方が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。
  - (1) 役員等が暴力団員であると認められるとき。
  - (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) 下請契約、資材・原材料の購入契約、再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (7) 契約の相手方が第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材・原材料の購入契約、再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

#### (語句の解釈)

- 2 この排除条項に記す語句は、徳島市暴力団等排除措置要綱及び徳島市暴力団等排除措置要綱に関する運用基準に記載されているとおり解釈するものとする。